

4. 大気調査について、周辺での年数回の測定だけでなく、彩の国資源循環工場の焼却施設排出源でダイオキシン類や水銀などを連続測定し、より正確な管理としてください。

【回答】

・ ダイオキシン類について

測定結果を排出基準と比較するためには、法令で定められた測定方法を用いなければなりません。

各工場は、法令で定められた方法で排出ガス中のダイオキシン類の測定をしております。その結果、これまで基準を超えるような濃度は確認されておられません。

また、県は、法令で定められた方法で周辺大気中のダイオキシン類の測定をしております。その結果、これまで基準を超えるような濃度は確認されておられません。

今後も、法令で定められた方法により、各工場は排出ガス中のダイオキシン類を、県は周辺大気中のダイオキシン類を測定することで、適切に大気中のダイオキシン類の監視を続けてまいります。

・ 水銀について

排出ガス中の水銀については排出基準がなく、測定方法も法令で定められておられません。

ただし、大気中の水銀の測定方法は法令で定められており、県は、法令で定められた方法で大気中の水銀を測定しております。その結果、基準を超えるような濃度は確認されておられません。

今後も、法令で定められた方法により大気中の水銀を測定することで、適切に大気中の水銀の監視を続けてまいります。

なお、臭いについての御心配につきましては、事業者を監視する寄居町監視員の皆様や寄居町にも御協力いただき、対応してまいります。